

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 57 年 9 月まで  
② 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、夫の勧めで国民年金に加入した。加入当時に、納付することが可能な時効にかからない期間の国民年金保険料を納付した。その後は、金融機関で保険料を欠かさず納付し続けている。未納があるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、結婚直後の昭和 55 年に国民年金の加入手続をしたはずであると主張しているが、社会保険事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 1 月 29 日に払い出されている上、社会保険庁のオンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行っても、申立期間①について、申立人に該当する記録は確認できない。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が昭和 55 年当時に国民年金に加入した形跡が認められない。

さらに、A 市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録には、昭和 57 年 10 月から 58 年 6 月までの保険料を過年度納付したことが記録されており、55 年当時に国民年金に加入し、金融機関の窓口で定期的に現年度納付し続けていたという申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和57年10月から同年12月までの保険料を60年1月に、58年1月から同年3月までの保険料を60年4月に、58年4月から同年6月までの保険料を60年7月に、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、申立人は、納付期間を3か月ごとに分けた過年度納付書を受け取っていたものと考えられ、申立期間②の保険料を納付することができる納付書も所持していたものと推認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続の際、市職員からさかのぼって2年分の国民年金保険料を納付することができる旨の説明を受け、金融機関の窓口で時効にかからない期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、A市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、国民年金手帳記号番号が払い出された時点からみて時効にかからない期間である昭和57年10月以降の保険料について、過年度納付を開始したことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和57年10月以降の期間について、申立期間②を除き、国民年金保険料を完納しており、申立期間②のみ保険料納付を怠るのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 61 年 7 月

私は、国民年金保険料の納付漏れがないように納付してきた。ところが、記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっている。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳によると、昭和 41 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料が未納であったところ、昭和 50 年度に過年度納付及び特例納付によって未納期間の保険料を納付するとともに、同年度から申立期間まで未納無く現年度納付を続けていることが確認できる上、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和 61 年 2 月に、A 市から B 町に転居しているが、自営の飲食店を A 市で 41 年から平成 15 年まで継続して経営し、生活の基盤は安定していたものとみられる上、申立期間は 3 か月及び 1 か月といずれも短期間でとともに、申立期間①及び②ともに前後の期間は納付済みであることが確認できることから、当該申立期間①及び②についてのみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 44 年 3 月まで

私は、国民年金の加入を主人の妹に勧められた。妹の夫と一緒に役場へ行き、窓口で特例納付の説明を受け、自分の給与を貯めていたお金で昭和 36 年までさかのぼって保険料を払った。申立期間について、国民年金保険料の納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を昭和 46 年 7 月に、過年度納付と同時に特例納付により納付したとする時期は、第 1 回特例納付が実施されている期間内である上、申立期間は強制加入期間であることから、申立人は特例納付を行うことが可能である。

さらに、申立人と一緒に役場に行ったとする申立人の義理の弟は、「一緒に役場へ行き、特例納付の説明を聞いた。保険料を払えるなら払った方がいいと勧め、後日保険料を払ったということを聞いた。」と証言しており、申立内容と符合する。

加えて、申立人は、結婚後働いており、貯めていた自分の給与で特例納付をしたと主張しており、給与はすべて自由に使えたということから、特例納付に必要な保険料額を納付したとする申立人の主張に不自然なところはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 奈良厚生年金 事案 352

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年11月26日まで  
申立期間について、A社に勤務しており、40万円くらいの給料であったと思うが、同事業所で勤務していた申立期間の標準報酬月額をみると、申立期間前の標準報酬月額と比べると低くなっている。申立期間における標準報酬月額の訂正を求める。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の標準報酬月額は、平成3年4月から同年10月までは53万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（同年12月12日）より後の同年12月27日付けで、申立人を含む5人について、標準報酬月額を同年4月1日に遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正され、13万4,000円に引き下げられた記録が確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成元年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月から同年 12 月まで  
② 平成元年 2 月

A社を昭和 63 年 5 月に退職した際に、B町役場より国民健康保険と国民年金の納付書が送付されてきた。

国民健康保険を支払うためにB町役場に出向いたところ、国民健康保険と国民年金はセットなので一緒に支払うように言われた。納得がいかなかったが、しぶしぶ私と元妻の国民年金保険料をC銀行D支店から納付した。

その後の会社退職時である申立期間①及び②についても、前回と同様に手続をして二人分の保険料を納付している。記録が無いのは納得できないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金第1号被保険者への種別変更の手続が平成9年に行われていることが確認でき、この手続が行われるまでは、両申立期間は、国民年金の未加入期間であることから現年度納付により保険料を納付することはできない。

また、上記種別変更手続により第1号被保険者となった当該日の時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により過年度納付できない上、申立人が所持する年金手帳においても社会保険庁の記録と同様に遡<sup>さかのぼ</sup>って国民年金被保険者の種別変更手続が行われたと推察できる記録が確認できることから、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間における国民年金保険料を納付したとするB町(現在のE市)において、申立人に係る国民年金被保険者記録は確認するこ

とはできなかつた。

一方、申立人が一緒に納付したとする申立人の元妻について、申立期間①及び②に係る納付記録は確認できるものの、申立人がF社を退職し厚生年金保険の資格を喪失した昭和63年10月26日付けの国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続、及び申立人がG社に入社し厚生年金保険の資格を取得した平成元年3月21日付けの第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続が、いずれもその当該年度の翌年度である同年9月13日に行われていることが社会保険庁の記録から確認できる。さらに、申立期間①及び②を含む昭和63年10月から平成元年2月までを過年度納付していることも確認できることから、上記の手続を行った同時期に併せて納付されたものと推察できる。

このことから、申立人が会社を入社及び退職する都度、申立人が夫婦二人分の国民年金被保険者の種別変更手続を行い保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

昭和 51 年 4 月に会社を退職した後、私に代わって妻が市役所出張所で国民年金の加入手続をしてくれた。その後、厚生年金保険をやめてからの期間について、保険料をさかのぼって納付するため、4、5 万円前後を一括して納めるとともに、加入手続後の期間の保険料は、妻が自身の分と合わせて、毎回、同じく市役所出張所に出向いて納付していた。

未納とされている申立期間の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、申立人の妻が国民年金の加入手続を行うとともに、未納保険料をさかのぼって納付したと述べているが、当該手続を行ったとする時期の記憶が定かでない。

また、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 7 月 25 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 7 月の時点からみて、時効にかからずさかのぼって納付することが可能であった 53 年 4 月からの保険料を納付していることが記録されており、これは、申立人が記憶する国民年金に加入した当初の保険料の納付方法に沿ったものとなっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 8 月ごろ、A 市 B 区に転入した際に窓口職員に勧められ、国民年金に再度加入し保険料を納付することにした。その際にそれまでの未納分をすべて納付したいと申し出たが、窓口職員から 5 年分までしかさかのぼって納付できない旨の説明があり、その場で納付書を発行してもらい、後日、未納であった 5 年分の保険料を納付した。それ以降は、金融機関の窓口から納付書により、その後は口座振替により定期的に保険料を納付していた。昭和 42 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料が未納となっていることに納得できない。また、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の保険料は、C 市に転入してからさかのぼって納付しているが、転入前の A 市 B 区でも保険料を納付しており二重に納付しているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 8 月ごろ、A 市 B 区に転入した際に窓口職員から「さかのぼって納付できる保険料は 5 年分まで」との説明があり、国民年金に再度加入して 5 年分の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、過年度納付によりさかのぼって納付できる保険料は 2 年間分であること等から窓口職員がそのような説明をしたとは考え難く、あわせて社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間に A 市 B 区において国民年金手帳記号番号が新たに払い出された形跡が見当たらない上、申立期間より前の 36 年 7 月 22 日に払い出されていた申立人の国民年金手帳記号番号に係る申立期間の納付記録も見当たらない。

また、申立人は、A 市 B 区においては、金融機関の窓口から納付書により、その後は口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、

金融機関の窓口における保険料納付に関する記憶や保険料の口座振替手続に関する記憶が不明確である上、社会保険庁のオンライン記録において、申立人について、複数の読み方で氏名検索を行ったものの該当者はおらず、申立期間に係る納付記録は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の保険料は、C 市に転入してからさかのぼって納付したものの、A 市 B 区でも納付しており二重に納付したと主張しているが、国民年金手帳の記載から 53 年 7 月 8 日に C 市において国民年金の住所変更手続をし、その 4 日後の同年 7 月 12 日に 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の保険料を納付していることが、申立人が所持していた納付書から確認できることから、前住所地の A 市 B 区で納付していたことに気付かないまま当該期間の保険料を納付することは通常では考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から同年 11 月まで  
昭和 33 年 2 月に高校を卒業し、すぐにA事業所に入社した。事務所には事務員が 4 人、工場には工員が 10 人ほど働いていた。  
社会保険事務所からの回答では名前が見当たらないとのことであるが、当時、旧姓で働いていたので旧姓も含めて再度調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所における業務内容、従業員数及び所在地に係る申立人の供述並びに当該事業所があったとする所在地の近隣にある事業所の事業主及び当該地域の住民の証言から、同事業所は申立期間を含み昭和 42 年ごろまで存在し、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、同事業所は、労働者年金保険（後に厚生年金保険）法施行時から昭和 20 年 9 月 2 日まで同法の適用事業所であり、再び 21 年 10 月 1 日から 30 年 12 月 5 日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが社会保険事務所の記録により確認できるものの、その後、厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

また、申立人が当該事業所への入社に際し、紹介をしてもらったとする同級生の連絡先は不明のため、当時の状況を聴取することができなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人の厚生年金保険料が控除されていた記憶も不明確である上、申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。